

石川県公報

令和5年3月3日

第13587号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定	(薬事衛生課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 5
○保安林の指定施業要件の変更	(森林管理課) 1	○公共測量実施公告	(監理課) 6
○県道の供用の開始	(道路整備課) 3	○公共測量終了公告	(同) 6
○広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定	(都市計画課) 3	○入札公告	(警察本部) 6
公 告		人事委員会	
○県有財産貸付入札公告	(医療対策課) 3	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	8

告 示

石川県告示第76号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和5年4月1日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（令和2年石川県告示第37号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

1 公衆浴場入浴料金の統制額

種別	大人（12歳以上の者）	中人（6歳以上12歳未満の者）	小人（6歳未満の者）
金額	490円	130円	50円

2 次の各号のいずれかに該当する公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

- 石川県公衆浴場基準条例（昭和45年石川県条例第16号）第2条第2号
- 金沢市公衆浴場法施行条例（平成24年金沢市条例第68号）第2条第2号

石川県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小松市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小松市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小松市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小松市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小松市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備えて縦覧に供する。)

石川県告示第78号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和5年3月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢美川小松線	能美郡川北町字橋331番1地先から 能美市吉原町9番1地先まで	令和5年3月5日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第79号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。)別表第1の第12号及び第13号の規定により、広告物の表示等を禁止する区間及び区域を次のとおり指定し、令和5年3月5日から施行する。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道路名	区間	区域(道路境界線から)	左欄の区域に係るいしかわ景観総合条例施行規則(平成20年石川県規則第38号)第26条各号に掲げる禁止地域の区分
主要地方道金沢 美川小松線	能美郡川北町字橋331番1地先から 能美市吉原町9番1地先まで	両側100メートル以内	第一種禁止地域

公 告

県有財産貸付入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産貸付

(2) 貸付けする施設及び貸付面積並びに販売品目

物件番号	施設設置場所	所在地	財産区分	貸付面積	販売品目
1	石川県立こころの病院 管理棟 1階自販機コーナー(中央)	かほく市内高松ヤ36	建物	0.96㎡	飲料 (缶・ペットボトル)
2	石川県立こころの病院 管理棟 1階自販機コーナー(右)	かほく市内高松ヤ36	建物	0.96㎡	飲料 (缶・ペットボトル)
3	石川県立こころの病院 北病棟 1階食堂(中庭側)	かほく市内高松ヤ36	建物	0.96㎡	飲料 (缶・ペットボトル)

4	石川県立こころの病院 北病棟 2階食堂(吹抜側)	かほく市内高松ヤ36	建物	0.96m ³	飲料 (缶・ペットボトル)
5	石川県立こころの病院 北病棟 3階食堂(吹抜側)	かほく市内高松ヤ36	建物	0.96m ³	飲料 (缶・ペットボトル)
6	石川県立こころの病院 西病棟 1階デイルーム(あゆみデイルーム側)	かほく市内高松ヤ36	建物	0.96m ³	飲料 (缶・ペットボトル)
7	石川県立こころの病院 西病棟 2階デイルーム(テレビ側)	かほく市内高松ヤ36	建物	0.96m ³	飲料 (缶・ペットボトル)

なお、設置する自動販売機は、1物件につき1台である。

(3) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

物件1及び2 単独方式 物件ごとにそれぞれ入札に付すもの

物件3から7まで 一括方式 物件3から7までをまとめて1件として入札に付すもの

(5) 入札価格

入札価格は、貸付期間中の貸付料の総額とする。

なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札日時

令和5年3月15日(水)午前10時

3 開札日時

入札後即時開札

4 入札及び開札の場所

かほく市内高松ヤ36 石川県立こころの病院管理棟2階 第1会議室

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 指名停止を受けている者でないこと

(5) 法人にあっては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては県内で事業を営んでいる者であること。

(6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理及び運営した実績を有する者であること。

6 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立こころの病院管理棟3階 総務課経理係

電話番号 076-281-1125 (直通)

7 入札参加申込の方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書及び添付書類を(2)の受領期限までに、6(2)の場所に持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。

(2) 受領期限

令和5年3月10日(金)午後5時(簡易書留の場合は、受領期限内必着とする。)

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加申込を行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 貸付料の納入

貸付料は落札価格とし、各年度当初に県が発行する納入通知書により、当該年度の4月末日までに納入する。ただし、借受人の申出により、年2回(4月末日及び10月末日)の分割納入をすることもできる。

(5) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(6) 問合せ先

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立こころの病院管理棟3階 総務課経理係

電話番号 076-281-1125 (直通)

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープおおぬか

金沢市大額2丁目50番ほか28筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)生活協同組合コープいしかわ

代表理事 長谷川 隆史

白山市行町西1番地

(変更後)生活協同組合コープいしかわ

代表理事 大谷 学

白山市行町西1番地

- 3 変更の年月日
令和4年6月15日
- 4 変更する理由
建物設置者の代表理事を変更したため
- 5 届出年月日
令和5年2月17日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和5年3月3日から同年7月3日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和5年7月3日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省都市局都市政策課長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (3D都市モデル作成)	令和5年2月20日から 同年3月22日まで	加賀市

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量)	令和4年9月20日から 令和5年2月10日まで	輪島市山本町 地内

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年3月3日

石川県知事 馳 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件名
特定信書等送達業務に係る単価契約
- (2) 予定数量
864個
- (3) 業務内容
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和5年3月15日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容等を的確に遂行し得る者であること。

(2) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項に規定する特定信書便役務のうち第1号又は第3号の事業について、同法第29条による総務大臣の許可を受けている者であること。

4 入札参加者資格確認結果の通知

確認結果の通知は、令和5年3月16日（木）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び入札参加者資格確認申請書の提出場所、仕様書の交付場所及び問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年3月17日（金）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和5年3月17日（金）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、入札説明書その他の関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者その他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月三日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第二十一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十警察の部警察署の項中「刑事官」を「生活安全刑事官」に改める。

附 則

この規則は、令和五年三月六日から施行する。